

水道法施行規則の一部改正に関する意見募集の実施結果について

平成16年3月23日
厚生労働省健康局水道課

水道法施行規則の一部改正に関する御意見の募集について、平成15年12月25日から平成16年1月23日までホームページを通じて御意見を募集したところ、水質検査機関関係（別紙1）54件、簡易専用水道管理検査機関関係（別紙2）40件の御意見をいただきました。水道技術管理者講習機関関係（別紙3）の御意見はありませんでした。

お寄せいただいた御意見と、それらに対する当省の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、御報告いたします。なお、取りまとめの都合上、いただいた御意見のうち同趣旨のものは集約し、また、パブリックコメントの対象となる事項についてのみ考え方を示させていただいております。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

1. 登録水質検査機関について（別紙1関係（別紙1及び別紙2共通事項を含む。））

（1）申請書の記載事項について

1 登録の申請書に記載する「水質検査を行おうとする事業所の所在地」と水質検査業務規程で定める「水質検査の業務を行う事業所の場所に関する事項」の違いは何か。水質検査業務規程で定める事業所については、業務の種類ごとに記載するのか。

（当省の考え方）登録の申請書には、水質検査を行う事業所の所在地を記載し、水質検査業務規程には、営業所等も含めた事業所の所在地全てを記載してください。

2 検査を行う区域は広域（例えば全国）でもいいのか。交通事情がよい現在、広域的な営業を許容するべき。
--

（当省の考え方）検査を行う区域に制限はありません。ただし、水道法第20

条の6第1項の規定による受託義務があること、水質検査項目の中には採水後に一定時間内に検査を行う必要のある項目があることを十分に勘案して、検査区域を設定する必要があります。

(2) 申請書の添付書類について

1 (2)六口3のガスクロマトグラフの検出器についての書類は、質量分析計しか認められていないため不要。

(当省の考え方) 御意見のとおりですので削除します。

2 (2)六口4の資産目録については、当該機械器具に関する写真の提出等により所有を確認できるため、不要である。

(当省の考え方) 写真の提出のみでは、その機械器具を所有していることを確認できないと考えており、資産目録等の所有を確認できる書類の提出が必要です。

3 各水質検査項目について、公定法のうち一方法のみ検査可能な体制を整備すればよいか。

(当省の考え方) 公定法として複数の検査方法が規定されている項目については、そのいずれかの方法を実施できる体制を整備することで差し支えありません。

4 「水質検査に用いる機械器具」として申請するのは、主要な機械器具のみでよいか。
また、登録のための機械器具は新基準項目に対応していなければならないのか。

(当省の考え方) 申請書の添付書類として提出していただくのは、ガスクロマトグラフ質量分析計、誘導プラズマ質量分析装置及び滅菌器等主要な機械器

具のみで差し支えありません。

なお、平成16年4月1日の新水質基準の施行後は、経過措置のある項目を除き、新水質基準項目の検査のための機械器具を有している必要があります。

5 機械器具の性能及び定量下限を示す書類とは、具体的には何か。

(当省の考え方) 機械器具の性能を示す書類は、測定波長の範囲や質量範囲等の機械器具本体の仕様を記載した書類です。また、定量下限を示す書類は以下に示すものです。

定量下限値濃度において5回以上繰り返して検査した値とその際の変動係数が一定値以下であることを示した書類

(変動係数については、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(平成15年10月10日健水発第1010001号)の別添5参照。)

測定濃度範囲における検量線データ

6 (2) 六イの前処理室を設置することについては、従来の要件に含まれなかったので当面の猶予期間を設けるべき。また、汚染の無いことの確認方法を明確にすべき。

(当省の考え方) 精度を確保する上で前処理室を独立して設けることが望ましいと考えていますが、各検査機関が有している設備等によって精度を確保できるということも考えられるので、検査室の区分については、義務としないこととします。汚染の無いことについては、各検査機関ごとに説明されるべきものと考えています。

7 検査員の要件に関する書類として、卒業証書の写しの提出を認めていただきたい。また、「実務経験を証する書類」とは事業主の証明でよいか。

(当省の考え方) 御意見にあるように大学卒業等については、卒業証明書の他、卒業証書の写しを提出していただくことで差し支えありません。また、実務経験を証する書類については、事業主の証明で構いません。

なお、水道法施行規則第15条の2第五号においては、登録基準に適合し

た検査員に関する書類として、「検査員の氏名及び略歴」との表現に改めることとします。

8 水道法別表第1第四号の「同等以上」を具体的に示してほしい。

(当省の考え方) 省令に委任されていないので、今般の施行規則に示すことはできませんが、今後お示しする予定である申請に当たっての留意事項の中で示すこととします。

9 検査員対象の定期的な再教育や研修等の受講の義務を設けることにより検査員の能力向上を図るべきではないか。

(当省の考え方) 検査員の教育訓練は、申請者の責任において行われるべきものであり、その方法を定めるものではありません。

10 検査担当者が人事異動で変更になった場合、届出の対象となるか。

(当省の考え方) 異動等で検査員が変更になった場合にも登録基準を満たしていることを確認するため、検査員名簿を業務規程への記載事項と位置づけ、検査員が変更になる場合は業務規程の変更の届出を提出することとします。

11 検査担当者が何らかの事情で不在の場合、検査員以外の者が区分責任者の指導の下に検査を実施してもよいか。

(当省の考え方) 検査区分責任者の指導の下であっても、検査の補助的な業務を除き、検査員でない者が検査をすることはできません。

12 ISO(国際標準化機構)による認証は登録水質検査機関要件となっているのか。また、例えば、ISO9001認証機関は、ISO9001に基づく規程等を申請書の添付書類として用いてよいか。

(当省の考え方) ISOの認証取得については、登録の要件とはなっていません。

ISO9001 等の認証に基づく規程等については、登録申請を行う際の添付書類として規定する書類と同等のものであれば、用いることができます。

1 3 水質検査と簡易専用水道の管理の検査の双方を申請する場合、同一書類については省略できる仕組みが必要。

(当省の考え方) 法律上個別の登録行為であり、書類を省略することはできません。

1 4 部門管理者を重複して選任することは可能か。

(当省の考え方) 水道法第20条の4第1項第三号イにおいて、水質検査部門管理者は専任とされており、重複はできません。したがって、水質検査部門管理者と信頼性確保部門管理者を兼任することはできません。

1 5 (3)五口の「試料の採取、運搬、受領に関すること」には、試料の保管や廃棄についても記載するよう規定すべき。

(当省の考え方) 御指摘を踏まえ、保管や廃棄についても標準作業書に含めることとします。

1 6 内部監査、内部・外部精度管理は重要であるので、その実施方法について明確にすべきではないか。

(当省の考え方) 内部監査、内部・外部精度管理は、重要であると考えますが、具体的な方法については、各検査機関の実情に応じて行うべきものであり、一律に定めるものではないと考えています。

1 7 各登録水質検査機関が、外部精度管理の結果について、積極的な公開、あるいは閲覧等の請求に応じることを明記すべき。

(当省の考え方) 外部精度管理の結果の公開や閲覧等への請求に応じることは、

各検査機関の判断において行われるべき行為であり、施行規則に明記する必要はないと考えます。

18 (2) 九又の物品の購入については、精度の確保に関するものに限定してよいか。

(当省の考え方) 精度の確保に関するものに限定して構いません。

(3) 検査の方法について

1 細菌学的検査は2項目しかないので、検査区分を細菌学的検査区分と理化学検査区分の2つに分ける必要はないのではないか。

(当省の考え方) 検査区分を分け、区分ごとに標準作業書に基づいた検査が実施されていることの確認を行うこと等により、より適切な業務管理を行うことができると考えており、検査を区分することは必要です。

なお、(3)二において「検査区分責任者が置かれていること」と記載しましたが、各区分に区分責任者を置くことについては、各検査機関の判断によることとします。

2 理化学的検査と細菌学的検査の検査区分責任者の兼任は可能か。両検査に対し知識、技能があれば支障を来さないため兼任を認めてほしい。

(当省の考え方) 理化学的検査と生物学的検査の実務に従事した経験を有している者で、兼任しても当該責任者の業務に支障がなければ、兼任できると考えています。

3 部門管理者について、「役員又は当該部門を管理する上で必要な権限を有するもの」とあるが、必要な権限とは具体的には何か。

(当省の考え方) 例えば、部門内の職員に対し、是正処置を講ずる際に必要な措置を命ずる権限や内部監査を行う権限が挙げられます。

(4) 水質検査業務規程について

1 申請を受けることができる件数の上限については数値で示すことは難しいのではないかと。無理に数値を挙げても意味のない数値になるので、削除すべき。

(当省の考え方) この件数の上限については、信頼性確保の措置を担保して検査を受託できる目安として重要です。また、各検査機関において、有する機械器具や検査員の数を勘案して、信頼性を確保して受託できる件数の上限として設定することは可能であると考えています。

2 検査料金は通常入札で決定され受託するので、積算され定めた定価なら報告できるが、受託の際に設定する受託金額については、明示できないのではないかと。受託検査料金が業務規程で届けた金額から逸脱した際に法的な制裁はあるのか。

(当省の考え方) 各検査機関において積算した標準的な料金を記載することとなります。実際の受託にあたっては、届出の料金とは異なる場合が生じてくることも考えられ、それについては不当でない限りは問題ないと考えています。

(5) 財務諸表についての閲覧方法について

1 財務諸表等とは具体的には何を想定しているのか。

(当省の考え方) 水道法第20条の10第1項に規定するとおり、財務諸表等とは事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書です。

2 財務諸表の提示義務については、閲覧等の請求を受けた際、水質検査以外の業務を併せて行っている場合には、それらと区分して水道水質検査部分についてのみ提示するのか。

(当省の考え方)財務諸表については、委託者が当該検査機関の財務的な健全性を把握するために閲覧することが主目的であることから、水質検査の業務に関する部分のみではなく、当該検査機関の業務全体に関する財務諸表を閲覧に供することとなります。

(6) 財務諸表の請求方法について
意見なし

(7) 帳簿の記載事項について

(7)の帳簿の記載事項一から八までは結果票に代えても可能か

(当省の考え方)結果として帳簿に記載すべき事項がすべて記載されていれば、どのような方法で記載しても構いません。ただし、帳簿の保存についての規定があるので、それが可能である方法で行う必要があります。

(8) 帳簿の備付け
意見なし

(9) 施行日について
意見なし

(10) その他

1 登録の更新時に提出する書類は何か。

(当省の考え方)水道法施行規則において、登録の更新時にも最初の登録時と同様の書類を提出することを規定します。

2 検査の再委託を許容すべき。

(回答)登録基準において、検査機関は自らが有する検査施設を用いて検査を

行うとされており、再委託をした場合には、水道法第20条の4第1項第一号に適合していないこととなり、同第20条の11に基づく適合命令の対象となります。

そのほか、

- ・「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年厚生労働省告示第261号)に関する意見
 - ・指定制度からの登録制度への移行に関する事務手続き等に関する意見
- 等今回の募集の対象外の意見がありました。

2. 簡易専用水道の管理の検査を行う検査機関について(別紙2関係)

(1) 申請書の記載事項について

1 区域とはどの程度で区切ることが可能か。都道府県単位、区市町村単位、丁目・番地まで限定した区域でも申請は可能か。設置者が円滑な依頼ができるよう都道府県単位で区切るようにすべきではないか。

(当省の考え方) 検査区域については各検査機関の実情により決めるものであるため、どのような区切り方をしても構いません。

2 支所における検査の取扱いはどのようになるか。

(当省の考え方) 支所の取扱いについては、支所で行う検査を含め登録申請する方法と支所のみで別途登録申請する方法があります。

3 検査を行う区域については、空白域を生じさせないようにすべき。

(当省の考え方) 検査を行う区域は、信頼性を確保して業務を行える範囲で各検査機関が設定するものであり、厚生労働省として、その設定した区域に対して意見することはできません。

なお、登録機関による検査の空白域については、水道法第34条の2第2項にあるとおり、地方公共団体の機関が行うこととなります。

4 現状では設定した区域以外の検査は禁止されているが、これはなくなると解釈してよいか。

(当省の考え方) 登録制度においても、原則として登録の申請時に設定した検査区域以外における検査はできません。区域外の検査を行おうとする場合は、水道法第20条の7に基づく変更の届出を提出してください。

(2) 添付書類について

1 施設検査に必要な設備を具体的に示すべき。また、必要な検査設備として、ヘルメット等の安全対策の装備を追加したらどうか。

(当省の考え方) 検査機関は、「簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項」(平成15年厚生労働省告示第262号)に基づき検査を行うこととなっており、同告示に検査の項目等を定めていることから当該検査に必要な設備については、各検査機関により判断いただけるものと考えており、施行規則には規定しません。

2 検査員の要件について、水道法別表第2第三号の「簡易専用水道の管理の検査の補助に一年以上従事した経験を有する者であること。」に該当する者は、現行の指定検査機関に従事する者以外、ありえないのではないかと。また、同表第四号の「同等以上の知識経験」とは具体的にはどのようなことか。

(当省の考え方) 水道法別表第2第三号に該当する者は、同法第34条の2第2項にあるとおり、地方公共団体の機関又は指定検査機関による管理の検査の補助に従事した者です。

同表第四号の「同等以上の知識経験」については、省令に委任されていないので、今般の施行規則に示すことはできませんが、今後お示しする予定である申請に当たっての留意事項の中で示すこととします。

3 検査員が浄化槽の業務等他の業務と兼任する場合には、予め兼任する業務についても申請し、業務の兼任による衛生的な問題を防止するよう働きか

ける必要があるのではないか。

(当省の考え方)簡易専用水道の管理の検査については、「簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項」(平成15年厚生労働省告示第262号)において、衛生的な配慮の下に行うことが規定されており、浄化槽等の業務を行っているかいないかに関わらず、衛生的な対策を十分実施しつつ検査を行う必要があります。

4 簡易専用水道検査部門管理者が置かれていることを確認できる文書とは、具体的にどのような文書が必要なのか。

(当省の考え方)検査機関内の簡易専用水道の業務に係る組織において、簡易専用水道検査部門の長として簡易専用水道検査部門管理者が置かれていることを示す名簿や組織図等のことです。

5 簡易専用水道検査部門管理者と信頼性確保部門管理者が組織内で同一人物でもよいか。

(当省の考え方)簡易専用水道検査部門管理者は、水道法第34条の4において準用する第20条の4第1項第一号イにおいて、専任であることが規定されており、信頼性確保部門管理者と兼任はできません。

6 業務の管理及び精度の確保に関する文書の具体的な記載例を示してほしい。

(当省の考え方)申請の手引きを作成し、その中で記載方法についての解説を示す予定です。

(3) 検査の方法について

1 現状で簡易専用水道の管理の検査に関する外部精度管理は、全国給水衛生検査協会が実施しているのみであると思われるが、そのことを示すのか。または今後、厚生労働省もしくは地方公共団体において実施されるも

のであるのか。

(当省の考え方) 外部精度管理とは、国又は都道府県その他の適当と認められる者が行う精度管理に関する調査のことで、全国給水衛生検査協会において実施しているものも含まれると考えています。今後、必要に応じて厚生労働省等において実施することも検討して参ります。

2 精度管理については、検査のどのような範囲を対象にして行う必要があるか明示すべき。

(当省の考え方) 内部、外部精度管理については、施設の管理に関する検査、書類検査を含む簡易専用水道の管理の検査全体が対象となります。

(4) 簡易専用水道検査業務規程について

1 料金については、標準的な検査基本料金として考えてよいか。例えば、検査を行う施設の状況、事業所からの距離等でその料金を調整することは、登録検査機関の判断によるものでよいか。

(当省の考え方) 業務規程には、標準的な検査料金を記載するほか、交通費等別途料金が必要となる場合は、それらについても記載する必要があります。なお、交通費等の料金を含め検査に掛かる料金についてはすべて各検査機関の判断により決められるものです。

2 検査料金の算定根拠を明示し、異常なダンピングを防止すべき。また、地域による格差を是正する措置も必要。

(当省の考え方) 検査料金の算定根拠を業務規程に記載しても、営業活動の結果により、低価格での検査が実施されることがあると考えられます。低価格での検査について厚生労働省として特に意見をするものではありません。ただし、その結果信頼性確保の措置が不十分であることが判明した場合には、立入検査等を行い、必要な指導等をしていきたいと考えています。

3 申請を受けることができる件数の上限についての判断基準は何か。これが必要な理由は何か。

(当省の考え方) 信頼性を確保して受託できる件数の上限として各検査機関の責任において設定するものです。届出の必要性については、厚生労働省として、登録を受けた検査機関の検査能力を把握することにより、例えば一年間の検査受託の件数に問題があるか等について判断する際の根拠として必要となります。

4 届け出た件数を大幅に上回る件数の依頼があった場合は、その依頼を断らなければならないか。

(当省の考え方) 当該件数は、信頼性を確保し設定している件数であるので、それを上回る受託は、信頼性の確保の観点から問題があると考えています。

(5) 財務諸表の閲覧方法について
意見なし

(6) 財務諸表の請求方法について

1 財務諸表の書面以外の請求に応じる方法について、ホームページで公表する方法でもよいのか。

(当省の考え方) 電子メール又は磁気ディスク等による請求者の求める方法により、提供する必要があり、ホームページでの公表のみをもって提供とみなすことはできません。

2 (7) の帳簿の記載事項一から六までは結果票に代えても可能か

(当省の考え方) 結果として帳簿に記載すべき事項がすべて記載されていれば、どのような方法で記載しても構いません。ただし、帳簿の保存についての規定があるので、それが可能である方法で行う必要があります。

(8) 帳簿の備付け
意見なし

(9) 施行日について
意見なし

(10) その他

1 登録検査機関の外部監査を充実するべき。例えばビルの管理会社が検査機関となる場合、自己検査となってしまう公平な検査が行われない可能性があるため。

(当省の考え方) 登録を受けた検査機関に対しては、水道法において、厚生労働大臣による監督権限 (適合命令 (第 20 条の 11)、改善命令 (第 20 条の 12)、報告徴収及び立入検査 (第 20 条の 15))、公正な検査の実施 (第 20 条の 6 第 2 項) 及び各種罰則 (第 53 条の 2) が規定されており、これらをもって検査機関の公平な検査を担保していくこととしています。

2 検査の再委託を禁ずることを確認すべき。

(当省の考え方) 登録基準において、登録機関は、自らが有する検査設備を用いて検査を行うとされており、再委託をした場合には水道法第 34 条の 4 において準用する第 20 条の 4 第 1 項第一号に適合していないとみなされ、同第 34 条の 4 において準用する法第 20 条の 11 に基づく適合命令の対象となります。

3 簡易専用水道検査結果書の様式はいつ示されるのか。

(当省の考え方) 厚生労働省としては、検査結果書の様式を示す予定はありません。

上記の他、

・「簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項」(平成15年7月23日厚生労働省告示第262号)に対する意見

・消費税についての意見

・登録制度への移行に関する事務手続きについての質問

等今回の募集の対象外の意見がありました。

3. 水道技術管理者講習行う検査機関について(別紙3関係)

意見はありませんでした。